



福島県産牛肉の流通状況等の調査について

放射性セシウムが検出された福島県南相馬産の11頭の牛と同じ農家から出荷された牛の肉が本市内の食肉販売店に流通していた件について、藤沢市保健所にて流通状況等の調査、厚生労働省横浜検疫所において残品の放射能検査を実施しましたのでお知らせします。

1 流通状況

仕入れ量	304.5kg
仕入れ年月日	2011年6月3日
市内販売量	73kg (当該店舗のみで販売)
市外販売量	123.9kg(うち、59.6kgは当該店舗に返品予定) ※
保管量	107.6kg

※ 詳細は関係自治体で調査中

2 検査結果

(検査機関：厚生労働省横浜検疫所)

食品の種類	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
牛肉	不検出	3,240
食品衛生法の暫定規制値	なし	500

3 その他

当該牛肉の残品のうち検査実施分(2.3kg)を除く105.3kgについては、市内食肉販売店の冷蔵庫に保管されているため、消費者に販売、提供されることはありません。

また、当該牛肉は学校給食食材には使用されておりません。なお、当該牛肉残品の措置については、厚生労働省と協議、調整の上、対応していきます。

～市民の皆様へ～

今回検出された放射性セシウム濃度3,240ベクレルの牛肉を、1kg食べたとすると、体が受ける影響は成人でおよそ0.05ミリシーベルトになります。国の定める暫定規制値は、規制値レベルで汚染された食品を1年間食べ続けても問題のない数値で設定されていて、これは、食品の全体からのセシウムの被曝が年間5ミリシーベルトを超えないようにする、という考え方に基づいています。

また、食肉の場合、汚染された同じ牛肉を一年間繰り返し食べ続けることは考えにくいことから、健康上の問題はないと考えられます。

*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市保健所 生活衛生課
電話 0466(50)3594 (直通)